

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-89 非常点滅表示灯</p> <p>7-89-1 装備要件</p> <p>自動車には、非常点滅表示灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、幅0.8m以下の自動車及び最高速度40km/h未満の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第41条の3第1項)</p> <p>7-89-2 性能要件</p> <p>7-89-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、7-87-2-1 (1) (③の表ウ及びエを除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の3第2項関係、細目告示第61条第1項関係、細目告示第139条第1項関係)</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられている非常点滅表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた非常点滅表示灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第139条第2項関係)</p> <p>7-89-2-2 テスタ等による審査</p> <p>7-89-2-1 (1)の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</p> <p>7-89-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第41条の3第3項関係)</p> <p>この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第61条第2項関係、細目告示第139条第3項関係)</p> <p>① 非常点滅表示灯については、7-87-3 (1) ①、②及び⑤から⑦まで並びに7-87-3 (2) (⑦から⑩まで及び⑭を除く。)並びに7-87-3 (3)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。</p> <p>ただし、非常灯又は運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための灯火として作動する場合には7-87-3(2)①に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。</p> <p>この場合において、盗難防止装置の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使用する構造のものは、ただし書の規定に適合するものとする。</p> <p>② 全ての非常点滅表示灯は、同時に作動する構造であること。</p> <p>③ 左右対称に取付けられた非常点滅表示灯は、同時に点滅する構造であること。</p>	<p>8-89 非常点滅表示灯</p> <p>8-89-1 装備要件</p> <p>自動車には、非常点滅表示灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、幅0.8m以下の自動車及び最高速度40km/h未満の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第41条の3第1項)</p> <p>8-89-2 性能要件</p> <p>8-89-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、8-87-2-1 (1)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の3第2項関係、細目告示第217条第1項関係)</p> <p>(2) 非常点滅表示灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第217条第2項関係)</p> <p>8-89-2-2 テスタ等による審査</p> <p>8-89-2-1 (1)の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</p> <p>8-89-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第41条の3第3項関係)</p> <p>この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第217条第3項関係)</p> <p>① 非常点滅表示灯については、8-87-3(1) (⑥を除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。</p> <p>ただし、非常灯又は運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための灯火として作動する場合には8-87-3(1)①に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。</p> <p>この場合において、盗難防止装置の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使用する構造のものは、ただし書の規定に適合するものとする。</p> <p>② 全ての非常点滅表示灯は、同時に作動する構造であること。</p> <p>③ 左右対称に取付けられた非常点滅表示灯は、同時に点滅する構造であること。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>この場合において、連鎖式点灯をする非常点滅表示灯については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。</p> <p>④ 非常点滅表示灯は、手動で操作するものであること。</p> <p>ただし、緊急制動表示灯の作動が停止した場合、当該自動車が衝突事故にあった場合又は運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合には、非常点滅表示灯を自動で作動させることができる。</p> <p>なお、ただし書の規定については、視認等により作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p> <p>(2) 次に掲げる非常点滅表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。 (細目告示第139条第4項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた非常点滅表示灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている非常点滅表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている非常点滅表示灯又はこれに準ずる性能を有する非常点滅表示灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える非常点滅表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた非常点滅表示灯又はこれに準ずる性能を有する非常点滅表示灯</p>	<p>この場合において、連鎖式点灯をする非常点滅表示灯については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。</p> <p>④ 非常点滅表示灯は、手動で操作するものであること。</p> <p>ただし、緊急制動表示灯の作動が停止した場合、当該自動車が衝突事故にあった場合又は運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合には、非常点滅表示灯を自動で作動させることができる。</p> <p>なお、ただし書の規定については、視認等により作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p> <p>(2) 非常点滅表示灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第217条第4項関係)</p> <p>8-89-4 適用関係の整理 7-89-4の規定を適用する</p>
<p>7-89-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和44年3月31日以前に製作された自動車については、7-89-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第47条第2項第1号関係)</p> <p>(2) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、7-89-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第47条第3項第1号及び第4項関係)</p> <p>(3) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、7-89-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第47条第1項関係)</p> <p>(4) 平成22年6月10日以前に製作された自動車については、7-89-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第47条第6項関係)</p> <p>(5) 平成26年1月29日以前に製作された自動車については、7-89-9(従前規定の適用⑤)の規定を適用する。(適用関係告示第47号第7項関係)</p> <p>7-89-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和44年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第47条第2項第1号関係)</p> <p>7-89-5-1 装備要件 なし。</p> <p>7-89-5-2 性能要件</p> <p>7-89-5-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 非常点滅表示灯については、7-87-12-2-1(1)④(表のイ及びウを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(2) 非常点滅表示灯は、点滅を表示する方向30mの距離から表示部の形状が確認できるものであること。 この場合において、照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>(3) 非常点滅表示灯の灯光の色は、黄色又は橙色であること。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては、点滅を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、点滅を後方又は後側方に表示するためのものについては赤色とすることができる。</p> <p>(4) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)から(3)までの基準に適合しないものとする。</p> <p>7-89-5-2-2 テスタ等による審査</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(1) 7-89-5-2-1 (3) の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5. に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</p>	
<p>(2) 7-89-5-2-1 (3) の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5. に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</p>	
<p>7-89-5-3 取付要件 7-89-6-3 に同じ。</p>	
<p>7-89-6 従前規定の適用② 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 47 条 第 3 項第 1 号及び第 4 項関係)</p>	
<p>7-89-6-1 装備要件 7-89-7-1 に同じ。</p>	
<p>7-89-6-2 性能要件</p>	
<p>7-89-6-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 非常点滅表示灯については、7-87-13-2-1 (1) ④の規定を準用する。</p> <p>(2) 非常点滅表示灯は、点滅を表示する方向 30m の距離から表示部の形状が確認できるものであること。 この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>(3) 非常点滅表示灯の灯光の色は、黄色又は橙色であること。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては、点滅を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、点滅を後方又は後側方に表示するためのものについては赤色とすることができる。</p> <p>(4) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1) から (3) までの基準に適合しないものとする。</p>	
<p>7-89-6-2-2 テスタ等による審査</p> <p>(1) 7-89-6-2-1 (3) の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5. に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</p> <p>(2) 7-89-6-2-1 (3) の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5. に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</p>	
<p>7-89-6-3 取付要件</p> <p>(1) 非常点滅表示灯については、7-87-13-3 (1) (①、⑥から⑨まで及び⑩を除く。) の規定 (自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。) を準用する。 この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>(2) 非常点滅表示灯は、(1) に規定するほか次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 全ての非常点滅表示灯は、同時に作動する構造であること。</p> <p>② 毎分 50 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。 ただし、非常灯又は運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための灯火として作動する場合にはこの基準に適合しない構造とすることができる。 この場合において、連鎖式点灯をする非常点滅表示灯については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。</p> <p>③ 光度が増減するものは、車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。</p> <p>④ 光度が増減するものの最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の 3 倍以上であること。</p> <p>⑤ 制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。</p> <p>(3) 盗難防止装置の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3 秒を超えない範囲内において非常点滅灯を使用する構造については、(2) ②に適合しているものとする。</p> <p>(4) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。</p>	
<p>7-89-7 従前規定の適用③ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 47 条 第 1 項関係)</p>	
<p>7-89-7-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車には、非常点滅表示灯を備えなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、幅 0.8m 以下の自動車及び最高速度 40 km/h 未満の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>(2) 非常点滅表示灯については、7-87-14-1①、②及び⑤から⑦までの規定 (自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>除く。)を準用する。</p> <p>7-89-7-2 性能要件</p> <p>7-89-7-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 非常点滅表示灯については、7-87-14-2-1 (1) の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。</p> <p>(2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1) の基準に適合しないものとする。</p> <p>7-89-7-2-2 テスタ等による審査</p> <p>7-89-7-2-1 (1) の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</p> <p>7-89-7-3 取付要件</p> <p>(1) 非常点滅表示灯については、7-87-14-3 (1) (⑥から⑨まで及び⑩を除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。</p> <p>ただし、非常灯又は運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための灯火として作動する場合には7-87-14-3 (1) ①に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。</p> <p>この場合において、照明部の取扱いは、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>(2) 非常点滅表示灯は、(1) に規定するほか次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 全ての非常点滅表示灯は、同時に作動する構造であること。</p> <p>② 左右対称に取付けられた非常点滅表示灯は、同時に点滅する構造であること。</p> <p>この場合において、連鎖式点灯をする非常点滅表示灯については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。</p> <p>(3) 盗難防止装置の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅灯を使用する構造については、(1) (7-87-14-3 (1) ①に係る部分に限る。)に適合しているものとする。</p> <p>(4) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。</p> <p>7-89-8 従前規定の適用④</p> <p>平成 22 年 6 月 10 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 47 条第 6 項関係)</p> <p>7-89-8-1 装備要件</p> <p>7-89-9-1 に同じ。</p> <p>7-89-8-2 性能要件</p> <p>7-89-8-2-1 視認等による審査</p> <p>7-89-9-2-1 に同じ。</p> <p>7-89-8-2-2 テスタ等による審査</p> <p>7-89-9-2-2 に同じ。</p> <p>7-89-8-3 取付要件</p> <p>7-89-9-3 ((1) ④を除く。)に同じ。</p> <p>7-89-9 従前規定の適用⑤</p> <p>平成 26 年 1 月 29 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 47 号第 7 項関係)</p> <p>7-89-9-1 装備要件</p> <p>自動車には、非常点滅表示灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、幅 0.8m 以下の自動車及び最高速度 40km/h 未満の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第 41 条の 3 第 1 項)</p> <p>7-89-9-2 性能要件</p> <p>7-89-9-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、7-87-15-2-1 (1) (③の表口及びハを除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 41 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 61 条第 1 項関係、細目告示第 139 条第 1 項関係)</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられている非常点滅表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた非常点滅表示灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 139 条第 2 項関係)</p> <p>7-89-9-2-2 テスタ等による審査</p> <p>7-89-9-2-1 (1) の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</p>	

7-89-9-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第41条の3第3項関係)

この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第61条第2項関係、細目告示第139条第3項関係)

① 非常点滅表示灯については、7-87-15-3 (1) ①、②及び⑤から⑦まで並びに7-87-15-3 (2) (⑦から⑩まで及び⑬を除く。)並びに7-87-15-3 (3)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。

ただし、非常灯又は運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための灯火として作動する場合には7-87-15-3 (2) ①に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。

この場合において、盗難防止装置の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使用する構造のものは、ただし書の規定に適合するものとする。

② 全ての非常点滅表示灯は、同時に作動する構造であること。

③ 左右対称に取付けられた非常点滅表示灯は、同時に点滅する構造であること。

この場合において、連鎖式点灯をする非常点滅表示灯については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。

④ 非常点滅表示灯は、手動で操作するものであること。

ただし、緊急制動表示灯の作動が停止した場合、当該自動車が衝突事故にあった場合、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合又はその他衝突事故となるおそれがある場合には、急激な減速に連動して自動で作動する構造ではないときに限って、非常点滅表示灯を自動で作動させることができる。

なお、ただし書の規定については、視認等により作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。

(2) 次に掲げる非常点滅表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第139条第4項関係)

① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた非常点滅表示灯

② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている非常点滅表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている非常点滅表示灯又はこれに準ずる性能を有する非常点滅表示灯

③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える非常点滅表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた非常点滅表示灯又はこれに準ずる性能を有する非常点滅表示灯